

令和6年山武市教育委員会会議第7回定例会会議録

1. 日 時 令和6年7月18日（木）午後2時00分開催
2. 場 所 教育委員会会議室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 内田 淳一
4. 議 題

議決事項

- 議案第1号 令和7年度教科用図書の採択について
- 議案第2号 山武市教育委員会の所管に係る山武市公の施設指定管理者選定委員会の委嘱について
- 議案第3号 山武市指定文化財の指定について
- 議案第4号 山武市指定文化財の解除について

報告事項

- 報告第1号 代理の報告について（令和6年度千葉県教育功労者表彰候補者の推薦について）
- 報告第2号 代理の報告について（山武市教育支援委員会委員の委嘱について）
- 報告第3号 令和6年度通学路合同点検について
- 報告第4号 令和6年度山武市少年海外派遣支援事業について
- 報告第5号 エンジョイスポーツ in 山武 2024 について
- 報告第6号 さんぶの森図書館の臨時休館について
- 報告第7号 令和6年8月の行事予定について

出席委員	教育長	内田 淳一
	教育長職務代理者	木島 弘喜
	委員	北田 昭雄
	委員	鈴木 智子
	委員	相葉 英樹
	委員	伊藤 範子

出席した職員の職及び氏名

教育部長	今関 正典
教育総務課長	坂本 あゆみ
子ども教育課長	加藤 直樹
子ども教育課指導室長	高橋 和雄
施設整備課長	高山 義則
生涯学習課長	渡辺 幹夫
スポーツ振興課長	五木田 吉信
図書館長	大石 由香
歴史民俗資料館長	稲見 英輔

事務局

教育総務課副主幹	鈴木 敏一
教育総務課総務企画係主事	市東 和洋
教育総務課総務企画係主事	豊田 真衣

◎開 会 午後 2 時00分

教育長 御苦勞さまでございます。関東地方も梅雨明けというニュースがありましたので、これから暑くなると思います。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから山武市教育委員会会議令和 6 年第 7 回の定例会を開会いたします。

◎日程第 1 会議録署名人の指名

教育長 日程第 1、会議録署名人の指名を行います。今回は伊藤委員を指名いたします。よろしくお願いします。

伊藤委員 はい。

◎日程第 2 会議録の承認

教育長 日程第 2、会議録の承認です。

令和 6 年第 6 回定例会及び第 2 回臨時会の会議録を事前に配付させていただきましたが、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

教育長 異議がないようですので承認いたします。

◎日程第 3 教育長報告

教育長 続いて、日程第 3、教育長報告です。資料の 1 ページになります。主なもののみ説明いたします。

6 月 22 日、市の青少年相談員が主催して青少年つどい大会（ドッジボール大会）の小学校 3 年生、4 年生の部が開催されました。市内全ての小学校から参加があり、複数のチームが参加するような学校もありまして、大変盛り上がっておりました。12 月には 5 年生、6 年生の部も開催される予定です。本年度で学校の教員が指導する小学校の学校対抗球技大会は終了となることから、つどい大会は児童の球技種目に対する運動要求に応えるよい機会になるのではないかとこのように思いました。また、市のエンジョイスportsとも関係づけられるような可能性も感じたところです。

6 月 25 日、市の小中学校の教頭研修が開催されました。他市からの転入教頭や新任の教頭もいることから、教頭という職の基本的な心構えや事務の進め方等について担当課から指導を行いました。

6月26日、山武郡市広域行政組合教育委員会の会議が行われ、令和5年度事務の点検評価について協議をいたしました。

また、同じく26日、通学路に関わる部署・機関が合同で危険箇所の実地点検を行いました。これについては、後ほど担当課から報告いたします。

6月27日、令和6年度第1回の山武市学校のあり方検討委員会が開催されました。事務局から市内小中学校の現状について説明し、山武市小中学校の規模適正化・適正配置基本方針の一部改正について意見をいただきました。今後、いただいた意見を基に適正化・適正配置基本方針の改正案を作成していく予定です。

6月28日、県の都市教育長協議会が開催され、幾つかの分科会に分かれて令和7年度教育予算に関する県教委への要望について協議いたしました。また、併せてそれぞれの教育委員会における当面の課題について話し合いました。私が参加した分科会では中学校の部活動の地域移行について、現状と移行に係る様々な課題について話し合いを行いました。

6月29日、山武郡市民スポーツ大会の代表選手激励会が開催され、各種目の選手団から今回の目標と大会に向けての意気込みが表明されました。

7月2日、市の海外派遣団の結団式が開催されました。参加する中高生15名の研修生が初めて顔を合わせ、研修に参加して学びたいこと等を一人一人が発表し、その後、第1回の事前研修も行われました。

7月11日、山武市郷土芸能保存団体連絡協議会の総会が開催されました。

その他は表に記載のとおりでございます。これについて、何か質問はありますでしょうか。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長

それでは、ないようですので、続いて、本日の議題について申し上げます。本日は議決事項として、議案第1号から第4号の4件、報告事項として、報告第1号から第7号の7件となります。

そのうち、報告第1号は、教育委員会会議規則第12条第1項第3号の個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項に該当することから非公開としたいのですが、いかがでしょうか。賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって、報告第1号は非公開といたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

教育長

それでは、日程第4、議決事項に入ります。

議案第1号、令和7年度教科用図書の採択について、令和7年度に使用する教科用図書ということになります。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

子ども教育課長。

子ども教育課長

それでは、議案第1号令和7年度教科用図書の採択について説明いたします。

令和7年度に市内小中学校で使用する教科用図書を採択することについて、山武市教育委員会組織規則第3条第15号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、教科用図書の採択権限は市教育委員会にあります。採択に当たっては、採択地区協議会における協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないと法令に定められております。したがって、令和6年度教科用図書山武採択地区協議会の協議結果に基づき採択が求められるからでございます。

それでは、別添資料というこちらの資料を御覧いただけますでしょうか。教科書採択における留意事項について説明させていただきます。

1の共同採択の仕組みにつきましては、5月の定例会で簡単に説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の義務教育諸学校用教科書について説明いたします。令和6年度は中学校用教科書の全てについて採択を行うこととなります。ページでいくと資料2というものが中学校用のものとなります。これについて採択いただくこととなります。この資料2というのは、山武地区採択協議会において協議した結果となります。既に教科書については御覧いただいていると思いますが、これから再度教科書を見ていただき、種目ごとに採択していただきます。あわせて、こちらの資料、令和7年度使用教科用図書選定資料というものをお配りしております。それぞれの教科書の特徴等も書いて

てありますので、そちらも併せて御覧になって採択の際の参考に
していただきたいと思います。

説明は以上です。

教育長 確認ですけど、この資料2というのは山武郡市の採択地区で選
ばれたものということでいいですね。

子ども教育課長 今おっしゃったとおり、山武地区、山武郡市で選ばれたもので
ございます。

教育長 これと同じ採択で、このままでいいかということをして市の採択権
者として協議するということによろしいでしょうか。

子ども教育課長 そのとおりでございます。

教育長 国語から選んでいくということになりますが、厚い採択協議会
の資料に国語の教科書のそれぞれ特徴が載っているので読んで
もらって、併せて現物も配ってもらって、この間、見ていただいた
と思いますけども。

北田委員。

北田委員 この山武地区で採択された令和7年度から使用するものでは
すけども、令和6年度と発行者が変わっているものはありますか。

教育長 担当課、どうですか。
子ども教育課長。

子ども教育課長 理科が変わっております。理科以外は同じものです。

教育長 郡市の採択地区では、まず、国語について光村図書が選ばれて
いますが、山武市としてそれでよろしいかということでお諮りい
たします。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、前回も読んでいただいているということで十分時間
は取れませんけれども、御覧になるのを終わりにしていただきま
して、国語の採択に移りたいと思います。

それでは、お諮りいたします。山武採択地区の教科用図書の採択だと光村図書になっていますが、これを採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。国語は原案のと通りの採択といたします。

では、国語は回収していただきます。

続いて、書写に移りたいと思います。山武採択地区では教育出版の書写の教科書が選ばれていますが、山武市としてそれによろしいかということでお諮りいたします。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、採択に移ります。協議会の協議結果のとおり教育出版の教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、社会科です。社会科は地理的分野、歴史的分野、公民的分野とありますので、それぞれ分割して、まず地理的分野の採択からいきたいと思いますので、地理を御覧になってください。山武採択地区では東京書籍が選ばれております。

御覧になっていて、何か質問等あれば出していただいて。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、まず社会（地理的分野）からです。お諮りいたします。協議会の協議結果のとおり東京書籍の教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、社会（歴史的分野）です。何か質問等あればお願いしたいと思うのですが、よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、お諮りいたします。協議会の協議結果のとおり東京

書籍の教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって、原案のと通りの採択といたします。

最後に、社会（公民的分野）の採択に移ります。よろしいでしょうか。質問、意見等もよろしいですか。

(「大丈夫です。」の声あり)

教育長

それでは、お諮りいたします。協議会の協議結果のとおり東京書籍の教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、地図になります。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、協議会の協議結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、数学になります。数学は啓林館の教科書が選ばれております。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、数学の採択に移ります。協議会の協議結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、理科になります。理科は啓林館の教科書が選ばれております。よろしいですか。

木島委員。

木島委員

啓林館に替えたということなんですけども、何かそうされるポ

イントみたいなものを伺っていますか。先生方に負担はかかると
思うんですけれども、それを超えてもこの啓林館に替えるだけの
プッシュポイントみたいなものがあれば。

教育長

協議会には私も参加しましたので、理科は前回まで大日本図書の
教科書が選ばれていましたが、大日本図書が新しい教科書を発
行できませんで、4年前の教科書そのままなんです。ほかの教科
書は全て4年間分のバージョンアップをしていて、こちらの選定
資料にもありますが、例えば探求の仕方ですとか、SDGsです
とか、そういう方面について大日本図書以外の教科書はかなり盛
り込まれています。

それから、賛否はありましたけれども、二次元コードを子供た
ちがGIGA端末で写真を撮ると、そこから外にリンクが貼って
ありまして動画を見られるとか、資料を見られるというものも大
分4年間で増えたんです。そういうのがあって、大日本図書は古
いままでですので、高校入試もありますので、やはり替えたほうが
いいだろうというのが統一した考え方でした。

あとは、開いたときの図表の見やすさですとか、そういうこと
もポイントにはなっていたようですが、あとは投票で選びました
ので、このぐらいの説明でよろしいでしょうか。

木島委員

納得しました。

教育長

よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

では、お諮りいたします。協議会の協議結果のとおり啓林館の
教科書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、音楽になります。音楽は一般と器楽合奏の2種類あり
ますので、初めに音楽(一般)の採択になります。よろしいで
しょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、音楽(一般)の採択に移ります。協議会の協議結果

のとりの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のとりの採択といたします。

続いて、同じく器楽と書いてある音楽（器楽合奏）です。器楽は1冊です。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、音楽（器楽合奏）の採択に移ります。協議会の協議結果のとりの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のとりの採択といたします。

続いて、美術です。地区協議会では日本文教出版の教科書になっております。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、採択に移ります。協議会の協議結果のとりの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のとりの採択といたします。

続いて、保健体育になります。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、保健体育の採択に移ります。協議会の協議結果のとりの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。原案のとりの採択といたします。

続いて、技術家庭です。技術分野と家庭分野がありますので、初めに技術分野のほうから見てください。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、まず技術家庭（技術分野）の採択に移ります。協議会の結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。技術家庭（技術分野）は原案のと通りの採択といたします。

続いて、家庭分野になります。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、技術家庭（家庭分野）の採択を行います。協議会の結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

続いて、外国語です。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、外国語の採択です。協議会の結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。原案のとおりといたします。

続いて、道徳です。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、道徳の採択に入ります。協議会の結果のと通りの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。

中学校の教科書は以上になります。

続いて、小学校の教科書について、事務局から説明をお願いいたします。

子ども教育課長。

子ども教育課長 それでは、小学校用の教科書について説明させていただきます。先ほどのこちらの表紙をまた見ていただくと、2の義務教育諸学校用教科書についての（1）小学校用教科書のところで、小学校の教科書は基本的に令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないとなっておりますので、開いていただいた資料1、これは昨年度、皆さんに選んでいただいたものでございます。これをそのまま採択していただければと思います。

説明は以上です。

教育長 よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、小学校は去年と同じのものを採択するということになっているということです。

でも、一応お諮りいたします。資料1に示されているとおりの教科書を採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。小学校の教科書は原案のと通りの採択といたします。

続いて、附則第9条の規定による一般図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

子ども教育課長。

子ども教育課長 それでは、附則第9条の規定による一般図書の採択について説明させていただきます。同じくこちらの資料3の3枚目を御覧ください。この資料3の中に17項目、17種類の本が載っております。この17冊は、今年度新たに山武地区採択協議会において採択されたものでございます。まずは、この17冊について採択していただきたいと思います。

教育長 これの現物はありますか。

子ども教育課長。

子ども教育課長 全員分はないですが、このようなものが入っています。

教育長 この対象は、特別支援学級のお子さんということでよろしいですか。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 補足で。附則第9条の規定による一般図書というのは、今見ていただいたものですが、特別支援学校あるいは小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書で、先ほど採択していただいた小学校の教科書がその子の実態に合わない場合などに、こちらを使用して勉強していくというものになります。

伊藤委員 質問いいですか。

教育長 伊藤委員。

伊藤委員 例えば算数は1から5までありますが、これはその子の実態に応じて3を使うとか、5を使うということですか。

教育長 担当課、どうですか。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 おっしゃるとおり、その子の実態に応じて、1年生だから1、2年生だから2というわけではなくて、その子の学習能力に応じたものを使って勉強していきます。

教育長 よろしいですか。

 伊藤委員。

伊藤委員 そしたら、これは支援学級に置いてあって、子供たちがそれぞれ持っているというものではないということですか。

教育長 指導室長。

指導室長 実際には、先ほど見ていただいた文部科学省の検定の教科書が無償で配布されるか、それを配らずにそちらの9条本というものを配るか、どちらかを相談の上で決めます。だから、そちらが配布される場合には先ほど見ていただいたこの教科書がなく、今お手元にあるものが1冊ずつ配られるということになります。

教育長 よろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

教育長 そのほか何か質問はありますか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、附則第9条の規定による一般図書の新規の17冊、この表の17冊の採択に移ります。協議会の採択どおりにこの17冊を採択することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。原案のと通りの採択といたします。
続いて、その先、資料4の説明を事務局からお願いします。
子ども教育課長。

子ども教育課長 それでは、引き続き、添付資料の資料4のページを御覧ください。数ページにわたっております。これは、丸印がついているものが昨年度まで山武地区採択協議会で採択されていたものでございます。引き続き採択していただきたいのですが、今回はこの丸の部分の採択していただくことになります。

ちなみに、この記号ですけれども、斜線の部分については採択をしていないもので、米印が新規のものということになります。新規のものは先ほど採択いただきましたので、この丸についてそのまま採択していただければと思います。

以上です。

教育長 斜線は、採択はないということですか。

子ども教育課長 ないということです。

教育長 これの現物はありますか。

子ども教育課長 これはないです。

教育長 これはないですか。

割と有名な本が並んでいますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、丸印の選択ということでお諮りいたします。表に示されているとおり採択することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。一般図書は原案のと通りの採択といたします。教科書採択は以上でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

教科書採択はここまでになります。

○議案第2号

教育長

それでは、続きまして、議案第2号に移ります。議案第2号、山武市教育委員会の所管に係る山武市公の施設指定管理者選定委員会の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号、山武市教育委員会の所管に係る山武市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について御説明いたします。資料は3ページから4ページとなります。

初めに、3ページを御覧ください。山武市公の施設の指定管理者の選定につきましては、教育委員会の所管に係る施設を含めまして同じ委員の方を委嘱し、一体性を持たせ行っております。委員の任期が6月26日をもって満了となったことから、山武市教育委員会の所管に係る山武市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則及び山武市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の規定によりまして、資料中段の表に記載しております4名につきまして新たに委員として委嘱したく、提案するものでございます。なお、委嘱の期間につきましては令和6年8月8日から令和8年8月7日までの2年間となります。

続いて、4ページを御覧ください。全委員7名の名簿となります。本日提案する4名の方は学識経験者のある者として、ほか3名は役職での選任となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質問、意見等はございますでしょうか。

北田委員。

北田委員

公の施設の指定管理者選考委員会は、いろいろな公の施設があって、指定管理を行う場合に、その候補が適切かどうかを判断するということになるのですか。

教育長

教育総務課長。

教育総務課長

北田委員がおっしゃるとおり、それが適正かどうかを判断するための委員会になります。

教育長

よろしいですか。

北田委員

はい。

教育長

ちなみに、例えば公の施設にはどんなものがございますか。
教育総務課副主幹。

教育総務課副主幹

現在、教育委員会の施設での指定管理というのはございません。教育委員会が所管する公の施設では、公民館であったり図書館であったり、そういった施設を指定管理することができます。

なお、教育委員会が事務として行っているものでは、子ども教育課で保健福祉部の事務を補助執行している学童保育業務がございます。

以上でございます。

教育長

イメージできましたでしょうか。

学童は指定管理をやっているということでよろしいですか。

子ども教育課長。

子ども教育課長

学童保育に関しては指定管理をしております、民間の会社が運営しております。

教育長 北田委員。

北田委員 今回の関連で民間の会社は何校かでやっていると思いますが、それは一括ですか、それともそれぞれの学校ごとに違うんですか、指定管理者は。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 山武市の場合は成東小学校だけが違う業者でして、ほかは地区ごとに、山武地区であったり、成東小以外の成東地区だったり、松尾・蓮沼地区だったりとか、そういうふうに分けているんですが、成東小学校以外は同じ会社が指定管理を受けております。

教育長 よろしいですか。

北田委員 分かりました。

教育長 そのほかございますか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号

○議案第4号

教育長 続いて、議案第3号、山武市指定文化財の指定について、これは議案第4号と関連していますので、説明は議案第3号と第4号を一括でお願いしたいと思います。
事務局から説明をお願いします。
歴史民俗資料館長。

歴史民俗資料館長 議案第3号、山武市指定文化財の指定について、議案第4号、山武市指定文化財の解除について、続けて提案理由を説明させて

いただきます。

まず、議案第3号、山武市指定文化財の指定について説明させていただきます。資料は5ページから18ページでございます。

まず、5ページを御覧ください。下段、山武市文化財の保護に関する条例（抜粋）第4条、教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを山武市指定文化財に指定することができるという条文に基づき、文化財審議会から調査研究の結果、指定に適するという意見具申が2件、所有者からの申請に基づき調査研究の結果、指定に適するとの答申1件について、今回お諮りするものです。

それでは、提案理由について個々の案件について御説明します。まず、8ページを御覧ください。こちらの写真は旧山武町埴谷地区、長光寺の本堂の天蓋になります。ちなみに、天蓋とは、寺の仏像や僧が座るところの天井からつるされている装飾具のことを示します。

こちらの文化財指定書（案）ですが、6ページを御覧ください。タイトルは山指第91号、文化財指定書（案）になります。こちらの指定書（案）の中段以降に指定理由が記載されております。

要約しますと、天蓋は、本堂内陣天井にあり、奉納された年と関係した人物について刻まれています。奉納したのは大網白里市養安寺の金剛山蔵王寺十二世の日晴です。天蓋は、蔵王寺にあったものを後継者の日禅が長光寺に移したものだと言われています。近年、日禅は幕府による不受不施派弾圧の中で宗派と寺を守ったという再評価がされつつあります。そのような意味合いから、日禅にゆかりのあるこの天蓋は、九十九里地域の近世初頭の宗教史の一面を示す貴重なものと言えます。なお、長光寺にある日禅の座像は平成23年に市の指定としてとされています。

続きまして、11ページを御覧ください。先ほど御説明した長光寺の日禅聖人の墓碑です。

続きまして、12ページは、先ほど見ていただきました11ページにあった日禅聖人の墓碑に附属する灯籠です。

では、すみません、また戻っていただきまして9ページを御覧ください。こちらは、日禅聖人の墓碑に関する山指第92号、文化財指定書（案）です。中段以降に指定理由が記されております。

要約しますと、日禅聖人墓碑は4面に銘文があり、正面は長光寺の中興の師という意味のことが刻まれており、その下に「日禅聖人 壽位」、裏面には建立年月日と「昌谷山長光寺」とありま

す。この墓碑は3か所の檀林（僧の学問所）の学長であった日禅のために、延宝4年（1676年）に建てられたものです。壽位とあることから生前のものであることが分かります。この翌年に日禅は亡くなっています。

日禅は埴谷出身とされ、長光寺九世のほか、東京都目黒区の碑文谷法華寺十四世、千葉市野呂の妙興寺二十二世、蔵王寺十二世などを歴任しています。

日禅聖人墓碑は、江戸時代初期の幕府による弾圧に対して、不受不施悲田派の中心人物として対応してきた日禅の事績を知る上で貴重な史料と言えるものです。

続きまして、資料の15ページを御覧ください。こちらは、旧成東町松ヶ谷に所在する勝覚寺の童子経曼荼羅図です。童子経曼荼羅図は、赤ちゃんや子供が病気にかからず長生きしてほしいという願いで作られた護諸堂子陀羅尼経を典拠とするものです。

こちらの構図は、中央に美しく装飾された皮鎧に身を固め、獅子冠を着用した乾闥婆王（インドの神様カンダルバの日本語読み）が描かれ、周囲には15の鬼神と15の裸童子、そして鬼子母神が配されており、これら鬼神が童子を邪悪なものから守る構図となっております。

こちらに関する指定書（案）、13ページを御覧ください。山指第93号、文化財指定書（案）です。ページ中段以降に指定理由が示されています。

要約しますと、題材としては、このような構図のものは非常に珍しく、京都の智積院や東寺、静岡のMOA美術館、福井の萬徳寺などが知られており、そのほとんどが指定文化財となっております。金で彩色しており、南北朝時代の制作と考えられ、現在市内に伝わる最古、最高の仏画です。

続きまして、18ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの写真の物件は、旧山武町雨坪、東源寺の絵馬「牛若丸兵法之奥秘伝授之圖」です。

こちらの構図は、牛若丸、後の源義経が鞍馬山の天狗から兵法の奥義を授かった場面を描いた絵馬です。絵馬の右下の額に近いところには、ちょっと見づらいですが、「石田氏」とあり、これを奉納した人です。あと、牛若丸が書きつけている巻物部分には「弘化丙午春三月」「直忠」と書かれており、最後に「臨斎」「直印」と押印されています。

これに関わる指定書（案）は16ページを御覧いただけますで

ょうか。山指第94号、文化財指定書（案）です。ページ中段以降に指定理由が示されています。

要約しますと、石田氏は下布田の名主で、弘化丙午年（弘化3年 1846年）3月に絵馬を奉納しています。

また、絵の作者は、東金市岩崎出身の飯田林斎で、名は直忠、号は林斎です。絵馬は、奉納年から林斎が20代半ばのものと考えられます。林斎のほかの作品としては、晩年の明治2年にお茶の製造工程を描いた「東嘉園画卷」（東金市指定文化財）などがあります。

地域の絵師による作品であり、当時の町民文化の様子を知る上で貴重な史料と言えるものです。

では、次です。議案第4号のほうに移らせていただきます。山武市指定文化財の解除について御説明します。19ページを御覧ください。

下段の山武市文化財の保護に関する条例第5条、指定文化財が指定文化財としての価値を著しく失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができるという条文に基づき、今回指定解除をお諮りするものです。

これに関しては20ページを御覧ください。この件に関する指定文化財解除通知書（案）です。本件は、旧松尾町松尾に所在する末広神社に伝承されていた末広神社の神楽に関するものです。

末広神社は、明治時代に移封された松尾藩の鎮守として大堤地区に祀った後、昭和8年に松尾高校の入り口の坂の下に遷宮された神社です。末広神社の神楽は、初奉納された明治14年から神楽講により継承されてきましたが、その後、末広神社神楽保存会が、7月の末広神社例大祭に神楽を奉納してきました。

神楽の所作は、東京深川で修得されたものと伝承されており、江戸の里神楽の流れをくんだものと言われています。

旧松尾町時代の平成8年、創始以来、民衆の手により連綿と継承されたことは特筆に値するとして町指定文化財になりました。

このたび、松尾神社神楽保存会から、演者の減少と高齢化により御神楽を継承することが困難なため、指定解除してほしいとの文化財審議会への申出を受け、解除が適当であろうとの判断がされました。

最後に、22ページを御覧ください。こちらが奉納されていた神楽の中の一場面であります。演目の1つである「神代酒の番卒」の一場面です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長

それでは、議案第3号と第4号、第3号が指定書（案）の91号から94号、そして解除については、今の神楽についての解除ということで案の説明がありました。質問、意見について一括で受けたいと思います。委員の皆様から何かございますでしょうか。

木島委員。

木島委員

稲見館長、1点、よろしいですか。国の指定文化財とか重要文化財とかいろいろありますけれども、山武市として文化財として指定した場合、受ける側はどういったメリット、メリットみたいなものが当然あると思うんですけども、あればお聞かせいただければと思います。

教育長

歴史民俗資料館長。

歴史民俗資料館長

指定した場合、今までは地域においてその所有者とか管理者が守ってきたものに関して、山武市が守っていくものだという事でお墨つきをしていただくという形になりますので、例えば何か問題が生じた場合、そのときに市としてアシストすることができる範疇において、いろいろと相談に乗ることができます。

あとは、例えば神楽の道具、今回は指定解除ですが、このほかにも松尾地区で3件ほど指定物件がございます。そういった道具が壊れた場合に、今の市の財政では難しいんですけども、例えば成田空港振興協会（NAA）というものがございまして、その中で空港の騒音下にある地域の自治体のこういう物件に対して補助が出たりするときに、指定されていればそれが通りやすいといったメリットがございます。よろしいでしょうか。

教育長

よろしいですか。

木島委員

はい。分かりました。

教育長

そのほかにごございます。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

教育長

それでは、議案第3号と第4号を分けてお諮りいたします。

それでは、まず議案第3号、文化財の指定について、指定書（案）の91号から94号までございました。原案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長

挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号です。神楽の解除通知案についてです。原案のとおり賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長

挙手全員です。原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告事項

○報告第1号

（報告第1号は、非公開につき概要のみ記載）

教育長

それでは、報告事項に入ります。報告第1号、代理の報告について（令和6年度千葉県教育功労者表彰候補者の推薦について）です。ここから非公開とします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。
教育総務課長。

※教育総務課長から資料に基づき概要を説明。

教育長

それでは、ここで非公開を閉じます。

○報告第2号

教育長

報告第2号に移ります。代理の報告について（山武市教育支援委員会委員の委嘱について）、事務局から報告をお願いいたします。

子ども教育課長。

子ども教育課長

それでは、報告第2号、代理の報告について（山武市教育支援委員会委員の委嘱について）御説明いたします。資料は24ページを御覧ください。山武市教育委員会組織規則第4条第1項の規定により、教育支援委員会委員の委嘱を代理し処理しましたので、これを報告いたします。

先月の第6回定例会において13名の方の委嘱の議決をいただきました。その際、医師代表の方が未定となっております。24ページの3にある方の推薦が医師会からありましたので、令和6年7月1日に委嘱について代理し処理をいたしました。委嘱期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなります。

報告は以上です。

教育長 それでは、ただいまの件につきまして質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

 それでは、私から質問ですけど、教育支援委員会の第1回目はいつでしょうか。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 10月に第1回を開催する予定です。2回目は11月に行います。

教育長 年間2回ということですか。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 年間2回でございます。

教育長 案件として、大体例年何件くらいでしょうか。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 大体10月の案件で80件くらいです。2回目も60～70件くらいの案件を、審議というか話し合っていていただいています。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。

 （「はい。」の声あり）

教育長 では、以上になります。先に進みます。

○報告第3号

教育長 報告第3号、令和6年度通学路合同点検について、事務局から報告をお願いします。

 子ども教育課長。

子ども教育課長 それでは、報告第3号、令和6年度山武市通学路合同点検につ

いて説明いたします。資料は26ページからになります。御覧ください。

今回、各学校から67件の報告がございました。危険な場所ですという報告がございました。その67件について事前に現地調査を行いまして、合同点検の前に土木課と協議して優先順位をつけ、急を要するものとして26ページ、27ページに掲載してあります21か所を場所として挙げまして、6月26日の合同点検で直接確認してまいりました。28ページからはその細かい写真等が載っているものでございます。

合同点検に関係している機関ですが、山武警察、山武土木事務所、市の校長会代表、市のPTA代表、それから市の市民自治支援課、土木課、子ども教育課となります。

26ページ、27ページの表の一番右の項目が現地調査して合同点検で考えた対策案となります。例えば1番、成東小（市道）というところですが、土木課が外側線の引き直し、それからガードレールの増設といったものをする必要があるんじゃないかというものを全ての箇所において見てきて、対策案を考えてまいりました。

なお、この21か所以外の場所については各関係機関と事前に相談して、対応についてはそれぞれの関係機関にお願いしてございます。

さらに合同点検以外においても、直接教育委員会に地域の方から連絡が入ったりする場合がございます。その場合には、その都度関係機関と連携を図りながら対応しております。このような直接連絡があったケースは昨年度21件ございまして、それについては一応全て対応いたしました。

また、今回の点検を行った箇所で今後このような右に書いてあるようなことがきちんと行われたかどうかの進捗状況については、まとめ次第、市のホームページにおいて掲載していく予定でございます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの件について質問等がございましたらお願いいたします。

北田委員

では、お願いします。

教育長 北田委員。

北田委員 意見になってしまいますが、ニュース等を見ても児童生徒に係る事故というのは毎日のように報道されております。関係機関と連携して危険箇所の点検ということで、ただ、内容によっては予算が絡むことも出てくると思いますので、できるだけ優先順位をつけて対応してくれているということですけれども、予算面も含めて、危険箇所の迅速な整備について、引き続きぜひお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 北田委員のおっしゃるとおりに非常に子供に直結するものでございますので、十分こちらのほうでも対策できる部分はしていきたいと思っております。

以上です。

北田委員 よろしくをお願いします。

教育長 それ以外で何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 では、先に進みます。

○報告第4号

教育長 報告第4号、令和6年度山武市少年海外派遣支援事業について、事務局から報告をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 報告第4号、令和6年度山武市少年海外派遣支援事業について説明させていただきます。資料の39、40ページを御覧ください。

当事業につきましては5月中に募集を行い、参加申込み総数は25名で、内訳は高校生5名、中学生20名でした。作文、面接選考の結果、高校生4名、中学生11名の合計15名、男女別では男子3名、女子12名が決定し、7月2日火曜日に市長、教育長に出席いただき、派遣団の結団式と1回目の研修会を行いました。今後3

回の研修会を行い、現地で披露するパフォーマンス、合唱とソーラン節等の練習を行い、出発できるよう準備を進めていく予定です。

ニュージーランドでの予定につきましては資料のとおりでございます。出発式につきましては、8月16日金曜日、13時45分から、成東文化会館のぎくプラザ第1・第2会議室で行います。

教育委員の皆様には、出発式と帰国式の御案内をさせていただきましたので、ぜひ御列席くださいますようお願いいたします。
説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの件について質問等がございましたらお願いいたします。
鈴木委員。

鈴木委員 昨年も募集に漏れた方がたくさんいまして、今年もやっぱり10人の方が募集から外れてしまいました。コロナ前は18人だということもありましたので、ぜひ来年度以降、海外派遣に1人でも多く行けるように予算をつけていただいて、人数を増やしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 担当課、ありますか。
生涯学習課長。

生涯学習課長 御提案ありがとうございます。昨年度も予算要求は18名でさせていただいておりまして、残念ながら15名ということになってしまったんですけども、今年度以降も人数を今年度の15名以上、18名ぐらいの予定で予算要求をこれからさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木委員 お願いいたします。

教育長 力を入れてやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 分かりました。

教育長 そのほかに何か。

木島委員。

木島委員 あわせまして、渡辺課長にいろいろ御苦勞かけますけれども、ずっとニュージーランドですよ。

生涯学習課長 はい。

木島委員 ですから、ちょっと目先を変えて、例えばシンガポールとか、そういったところも私的には子供たちにとってはかなり有意義な海外視察になるんじゃないかというふうに考えている国なんです。ですから、そういったこともちょっと頭の片隅にでも入れておいて、多分予算的にもニュージーランドよりシンガポールのほうが安く上がるんじゃないかなというところもありますから、そういったところもひとつ視野に含めていただいて、今後、ニュージーランドに限らず、シンガポールというのも1つのプランだというふうにちょっと含んでおいていただければと思います。よろしくお願いします。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 御提案ありがとうございます。シンガポールという御提案がありましたので、課としてもそちらのほうの海外研修、どういったところでどのようにやっていくのかということを確認していきたいと思います。また、併せて旅行会社のほうに打診しまして、どういった内容で幾らぐらいかという確認もこれからやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

木島委員 心強いです。よろしくお願いします。

教育長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 では、先に進みます。

○報告第5号

教育長 報告第5号、エンジョイスポーツ in 山武2024について、事務局から説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 報告第5号、エンジョイスポーツ in 山武2024につきまして、昨年度、市民体育祭に代わるスポーツイベントとして実施したエンジョイスポーツですが、本年度も実施に向けた準備委員会を重ね、協議内容などを開催要綱が定まりましたので、本定例会での報告といたしました。

内容につきましては資料の41ページ、42ページにございます開催要項のとおりで、開催期日は、イベントの定着性を図るため昨年度の日程と同じ10月の第2日曜日の設定としております。10月13日日曜日ということになっております。

要項に記載はございませんが、今回は本市名誉スポーツ大使の元中日ドラゴンズ、鈴木孝政氏の出席を依頼しているところで、秘書広報課からは出席の内諾をいただけていると報告を受けております。

競技につきましては、昨年実施した種目のほか団体種目とレク競技を追加、14競技の構成としております。

資料の43ページは、広報の8月号に掲載予定の原稿となっております。また、この上半分の写真を使用したチラシを現在作成中です。8月中旬以降に地区回覧などを考えているところでございます。

説明は以上です。

教育長 ただいまの件につきまして、質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、先に進みます。

○報告第6号

教育長 報告第6号、さんぶの森図書館の臨時休館について、事務局から説明をお願いします。

図書館長。

図書館長 報告第6号、さんぶの森図書館の臨時休館について説明いたします。資料は44ページです。さんぶの森図書館のあるさんぶの森公園ふれあいセンターの施設改修工事に伴い、施設が停電します。

そのため、さんぶの森図書館は令和6年9月24日火曜日から10月21日月曜日まで臨時休館を予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの件につきまして質問等ございましたら。
伊藤委員。

伊藤委員

お尋ねしたいんですが、松尾図書館も2か月ほど休館になるということですが、その間、予約本の貸出しは行っているということがホームページに書いてありました。さんぶの森図書館にしかない本というのもあるので、さんぶの森図書館も予約はできるんですか。

教育長

図書館長。

図書館長

さんぶの森図書館の臨時休館につきましては、停電ということがちよっとネックになっておりまして、基本職員はおりまして、御希望の本はなるべく極力お出しすることを考えてはいるんですが、書庫に入ってしまった場合に暗闇で探せるかということが今出ております。ですので、極力図書館としては努力はいたしますけれども、掲示としましては「一部の資料を提供できない場合がございます」というただし書をつけようかと、今検討しているところです。

以上になります。

教育長

伊藤委員。

伊藤委員

今までだと、さんぶの森図書館の本を松尾図書館に運んできてもらって借りたりしていたんですけど、それをできるものもある、できないものもあるということですね。

教育長

図書館長。

図書館長

おおむねできるもののほうが多いと考えていただいていると思います。今の説明と重複してしまいましたが、書庫の奥で懐中電灯か何かで探す、そうなりますと、明かりがついていてもちょっと見づらい本というのもありますので、停電時に100%の提供がで

きるかどうかということを担当が申し立てまして、それについては私もそうかなと思います。かなり提供できるものは多いですが、100%のお約束はちょっと難しいというところが現実的なところかと考えます。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。何とか探してもらえれば利用者也助かるなどという感じだと思います。

図書館長 努力させていただきます。

伊藤委員 すみません。よろしくお願いします。

教育長 よろしく願いいたします。
そのほかございますか。
北田委員。

北田委員 さんぶの森図書館に直接関することではないんですけれども、松尾図書館のほうで工事をやると、今、伊藤委員からも話がありましたけれども、それは教育委員会会議でも出たと思うんですけれども、その空調設備工事が不調に終わり、空調設備工事が7月から9月の間に行われないうようなことを聞いたんですけれども、これが不調に終わった理由はどちらに聞けばいいですか。

教育長 施設整備課長。

施設整備課長 不調の理由ですけれども、市内業者に確認したところ、技術者が今ちょうどいないということから入札に入れないということでしたので、今、日程を調整していますが、不調になったことによりまして今年度の完成が厳しい状態になりましたので、9月の市議会で繰越予算を取った上で、来年度にも少しかかってしまうので、その予定で今おります。そのため、10月以降、もう一回入札にかける予定でございます。

教育長 北田委員。

北田委員 そうしますと、工事は来年度になるということですか。

施設整備課長 順調にいけば10月以降に入札に出して、11月頃に業者が決定するので、それから工事がスタートしますが、3月末で工事完成というわけにはいかなくなってしまい、翌年度までかかってしまいますので、繰越しを取った上で行います。そのため、来年の夏前までに終わる予定であります。

教育長 北田委員、よろしいですか。

北田委員 状況は分かりました。今年度は7月中旬あたりから9月までということですが、図書館については、夏休み中等においては中学生が勉強のために活用したりですとか、そういうような話を地域で我々も耳にするわけで、そういう場合には、例えば松尾地区でしたら空調の効いた施設は洗心館があるんですか、そういうところでやる方法もあるんですけれども、広報等で地域の人たちへの情報提供というんですか、そういうものをぜひやってもらいたいなど。広報の中でも図書館情報という欄がありますよね。6月、7月で特にそれについては触れられていなかったのも、地域の人から「何だ、松尾図書館に行ったら休館だった」というような話も耳にしたものですから、今後そういった情報提供も含めて周知ということを検討いただきたいと思います。

教育長 図書館長。

図書館長 いろいろ御意見いただき、誠にありがとうございます。周知につきましては、タイムスケジュール的なところで、教育委員会への報告の後で広報の7月号に間に合わなかったという状況がございます。ですので、8月号の広報には掲載されるように手配しました。

 そのほか、ホームページ、あと図書館の外側の掲示などでもお知らせしております。また、学校のほうにもさくらメールを活用させていただきまして、小学校、中学校につきましては臨時休館のお知らせをさせていただいております。また、LINEのほうにも、御登録いただいた方には松尾図書館の臨時休館の情報を配信させていただいております。御迷惑をおかけして申し訳ない状況ですが、貼り紙の中で、松尾図書館臨時休館につきまして、松

尾公民館、蓮沼交流センターのほうで涼しく学習できるスペースがあるという旨も周知しております。

以上になります。本当に御迷惑をおかけして申し上げます。

教育長 よろしいですか。

北田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

教育長 そのほかはございますか。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 では、先に進みます。

○報告第7号

教育長 報告第7号、令和6年8月の行事予定についてです。

行事予定につきましては、いつもどおり資料を事前に御確認していただいていることから、事務局からの説明は割愛させていただきます。

行事予定について何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

○その他

教育長 そのほか、報告すべき事項はございますでしょうか。
指導室長。

指導室長 別紙で配付してある教育委員会ダイアリー及び家庭教育学級新聞を御覧ください。

まず、教育委員会ダイアリーです。1、1学期の後半は外部人材を活用した授業が3学校で行われました。写真の一番右端は前回御質問いただいたネットの安全教室の風景でございます。講師は外房少年センターからお招きして、ネットの使い方について学びました。

2、ひなたっ子広場、日向小学校の放課後子ども教室の再開に向けての動きです。本年度の再開に向けて準備を進めているところです。6月27日に体験学習会を行いました。子供たちは喜んで

おりました。

裏面です。3、市内の小中学校いじめの現状です。こちらは前回報告したデータと同じでございます。このデータを校長会で共有して、早期発見・早期解決に向けた対策をお願いしたところです。

4、市内学校情報です。幸い大きな事故もなく、明日、1学期の終業式を迎えることができます。ただ、ここに来てコロナが少しはやってきているという情報が入っております。夏休みに入りますので、十分気をつけてほしいと思っております。また2学期に元気に学校に戻ってきてくれることを願っております。

家庭教育学級新聞です。こちらは、昨年を引き続き、のぎくプラザで家庭教育学級の合同開級式を行うことができました。そのときの様子と内容でございます。

裏面は、各学校でこの1学期に行われた家庭教育学級の様子を紹介してあります。今後も充実した活動を目指して頑張ってもらいます。

以上です。

教育長

それでは、2つの資料について報告ございましたが、質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

そのほか、報告すべき事項はございませうか。

教育総務課長。

教育総務課長

本日お配りいたしましたA4 1枚の請願の資料について、私のほうから御報告させていただきます。

令和6年7月12日付で受理いたしました請願ですけれども、請願書の下段のほうに請願事項が2点ございまして、1点目は本日採択していただきました教科書採択に係る会議の公開と、もう1点は採択結果の公表の2点の請願がございました。市での教科書採択と採択結果の公表につきましては、既に本日も公表して実施しておりまして、採択地区協議会の会議の公表の可否につきましては地区協議会で判断するものであることから、教育委員会会議には付議せず、報告とさせていただきたいと思います。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 この件について質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 そのほか、何か報告すべき事項はございますか。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、以上をもちまして教育委員会会議第7回定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。

◎閉 会 午後3時18分